

あなたのペースでOK!

伊勢市役所で

「新たな一歩」を

踏み出しませんか？

伊勢市があなたを待っています！個性を活かして共に成長しましょう！

心身のコンディションなど様々な理由で長時間の勤務は難しくても、短時間であれば働ける人の就労の機会を創出するため、伊勢市では「短時間就労」の実現に向けた取り組みを始めました。

その一環として福祉総合支援センター内に「ワークステーションいせ」を開設し、様々な関係機関と協力し、障がいがある人や働きづらさを抱えた人の「多様な働き方」の選択肢を拡大することで「社会参加」や「自立」を支援します。



福祉総合支援センター よりそい

〒516-0072 伊勢市宮後1-1-35

電話:0596-21-5715

FAX:0596-63-5420

Email:fukushi-sougou@city.ise.mie.jp

8時30分~17時15分（土・日・祝日を除く）

市役所



<対象者>

伊勢市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方で、伊勢市(委託先を含む)による就労支援を受けながら、伊勢市役所での短時間就労を希望する人。

- ・病気やひきこもり等のため、現時点で長時間労働が難しい人。
- ・働いたことがなく、どうしたらいいか分からない人。
- ・人とのコミュニケーションが苦手で自分に自信が持てない人。

(※必ずしも、採用されるとは限りません。)

<仕事の一例>

事務

- ・啓発用物品の封入
- ・封筒のラベル貼り
- ・簡単なPC作業 など

軽作業

- ・文書の廃棄作業
- ・簿冊の整理 など

<就労までの流れ>



<就労条件>

職種	事務補助員
雇用形態	会計年度任用職員
雇用期間	任用日から任用日の属する年度末まで(条件付きで更新あり)
就業場所	伊勢市宮後1丁目1番35号 健康福祉ステーション7階 福祉総合支援センター内「ワークステーションいせ」ほか
就業時間	週1日1時間以上(任用当初は、週2日2時間までを上限)
賃金	時給 1,263 円
加入保険	就労条件に応じて加入
年休	就労条件に応じて付与